

k i y a m a プライド魅力発信業務委託仕様書

1 業務名

k i y a m a プライド魅力発信業務

2 業務の目的

多世代共創による“ちょうどいい”まち基山を目指し、各種メディア等を活用して、基山（きざん）・基肆城をはじめとした基山町のシンボルの魅力や価値を発信する。これにより、町民のみならず町外の方々にも基山町への関心と行動を促し、その関わりに誇りをもつ気持ち「kiyama プライド」の醸成を図るとともに、愛着や誇り、知名度の向上および話題づくりにつなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日（金）まで

4 業務内容

受託者は、業務の目的や基山町の魅力を理解し、町内外の人々の興味・関心を引き付けるよう、企画段階から創意工夫をこらして、各種メディア等を活用したシティプロモーション業務の企画実施に係る全ての業務を行うものとする。また、「kiyama プライド」醸成のため、基山町ふるさと大使や令和8年4月施行の第6次基山町総合計画で作成したロゴ等を活用したPRを行うこと。

プロポーザルでの企画提案内容を基に、基山町と協議を行い、最終的に内容を決定する。

各種メディア等への露出内容や広告換算額等を検証し、シティプロモーション業務の効果を報告するものとする。

（1）各種メディア等を活用したプロモーション活動

各種メディア等を通じて、基山町の財産である基山（きざん）・基肆城等の歴史・伝統文化資源や観光資源を活用し、基山町の魅力を町内外へ情報発信すること。

各種メディア等とは、テレビ、新聞、雑誌及びラジオのほか、Web メディアやデジタルメディア等を含み、幅広い対象に向け、複数のメディアや手法を組み合わせ、相乗効果が図れるような企画をすること。

企画提案書には、ターゲットとなる対象（地域エリア、年齢、性別及び職業等）、その選定理由及びそのプロモーション効果を記載すること。

各種メディア等を活用したプロモーション活動について、情報発信した内容を記録したデータをDVD等で基山町の確認用として1セット提出すること。

また、成果品は数年にわたり基山町庁舎内やその他公共施設のデジタルサイネージ等で放映できるよう、映像、画像及び音楽等に係る肖像権・著作権処理を済ませたもので、所有権はすべて基山町に属する動画を記録したデータをDVD等で1セット提出すること。

(2) 基山町内の体験型・訪問型イベント

基山町を訪れ、基山町への興味関心を高めるため、町内資源を活用した交流人口、関係人口、移住・定住人口の増加に繋がるイベントを行うこと。

イベントのコンセプトや規模等の具体的な提案を行うこと。

また、(1)のプロモーション活動との相乗効果を図ること。

(3) 子育て世代をターゲットとした福岡都市圏在住者へのPR

将来的な移住・定住へつなげることを念頭に、自然環境、観光・歴史、地勢・アクセス、子育て・教育、住環境整備の取組等、基山町の多様な地域資源を盛り込み、「行ってみたい」「関わりたい」「住みたい」という受け手の心理的動線を意識したストーリー性のあるPRの提案を行うこと。

また、(1)のプロモーション活動との相乗効果を図ること。

(4) 基山(きざん)・基肄城に関するPR

基山(きざん)・基肄城の歴史的価値と豊かな自然環境を活かした体験型コンテンツや影響力のある人物(インフルエンサー等)を活用したSNS等による情報発信を組み合わせることで、インバウンドを含む国内外の来訪者の来訪意欲を高めるとともに、近隣地域への魅力発信を強化し、広域的な認知向上と継続的な関係人口の創出につなげるPRの提案を行うこと。

また、(1)のプロモーション活動との相乗効果を図ること。

(5) 基山町ふるさと大使「どぶろっく」を活用したPR活動

令和8年12月13日(日)に基山町で開催される「ふ・れ・あ・いフェスタ」において基山町総合体育館内アリーナでの出演調整を行うこと。(日程は、株式会社浅井企画と調整済)

当業務の委託契約締結者が株式会社浅井企画と契約を締結することとし、その契約金額は実施要領に記載の当業務の業務委託契約金額に含む。

当該PR活動の企画提案に関する問い合わせ先は基山町役場企画政策課とする。

当日の詳細については、当業務の委託契約締結後に基山町と調整することとする。

また、(1)のプロモーション活動との相乗効果を図ること。

5 成果品納入場所・期限

場所：基山町役場企画政策課

期限：令和9年3月19日(金)

6 留意事項

(1) 一般事項

①委託料には、業務を実施するにあたり必要となる費用全てを含むこととする。

②業務の遂行状況について随時報告を行うこと。

③業務の実施にあたっては、関係法令及び条例等を遵守すること。

④業務を遂行するうえで必要な写真や画像等について、原則として受託者で撮影を行う等により準備することとするが、季節柄等によりやむを得ず受託者で用意ができないものについては、協議のうえ、基山町所有の写真や画像等の提供も可能とする。ただし、その他制作に必要な第三者が撮影・作成した、写真や画像等の使用に関する諸権利については、受託者において処理（許諾、契約及び同意等）することとする。

⑤委託業務期間はもとより委託業務期間終了後においても、当業務で知り得た機密及び個人情報等は他に漏らしてはならない。

（２）業務体制

①あらかじめ基山町と調整したスケジュールで行うこと。

②制作作業にあたっては、委託業務を総括し、基山町からの指示を受ける窓口として制作責任者を置き、基山町及び関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。なお、制作責任者と併せて、当業務の従事者を確保し、これらは、画像やデザイン、映像、音声等のマルチメディア情報を制作する上で必要な知識と技能を有している者であること。

③編集内容の最終決定までには動画の試写を行い、訂正指示のあった箇所については、これに対応し基山町の下承を得ること。

（３）著作権等

①納品された成果品、委託業務に関する企画提案書、計画書及び報告書等の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、すべて基山町に帰属する。また、成果品は、基山町が上映やホームページ等の掲載等、随時使用可能なものとする。

②第三者が権利を有している映像、画像及び音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。ただし、二次使用を含めた使用の許諾及び事後の期間においては必ずしも無期限ではなく、必要に応じて個別に双方協議の上、決定するものとする。

③制作にあたっては、肖像権や意匠権、著作権その他の権利等について撮影前に基山町への下承を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

④映像や音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、基山町は責任を負わない。

7 協議

この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、基山町と協議をすること。